

くらし ほっと

「火災保険が使える」という点検商法に注意! 1
 強引な貴金属の買い取りに注意しましょう 訪問購入のトラブル ... 2
 訪問購入、訪問販売、電話勧誘販売...断り切れず契約してしまった
 場合に! 知っておいてほしいクーリングオフ制度 3
 知事及び市町村長からのメッセージ 3
 3Rキャンペーン マイバッグに関するアンケート調査や広報活動を
 県内53か所で実施しました!..... 4~5
 「カーボン・オフセット」をご存じですか..... 6
 講師派遣のご案内..... 6

「火災保険が使える」という点検商法に注意!

最近、「火災保険を使うと無料で住宅の修理ができます」と勧誘されるという相談が多く寄せられています。昨年も、雪がとける春先から、特に雪の多い地域において相談が増加しています。このような業者は、保険会社とは全く関係がなく、トラブルも多いので特に注意が必要です。



相談事例

「屋根の修理に火災保険が使える」と電話があり、点検をお願いした。

屋根の写真を撮り、傷んでいるので修理が必要と助言され、保険の申請をすることにしたところ、書類作成の際の申請理由は、原因を豪雪とするようアドバイスを受けた。

また、工事しない場合はキャンセル料が発生すると説明を受けた。信用できる業者か。 (80歳代男性)

アドバイス

- これらの悪質な業者は点検すると言いながら、契約目的で近づいてきます。
- 火災保険等には自然災害による家屋や付属設備の損害も補填する商品があり、これを当て込んだセールスと思われませんが、トラブルも多いため、火災保険を使い住宅を修理したい場合は、加入している保険会社に直接問い合わせましょう。
- そもそも、これらの保険の目的は、自然災害によって発生した家屋・家財の損害を補填するためのものであり、事実と異なる理由により家屋の修理に用いることは契約違反です。
- そのため、保険会社の査定により契約違反とされると、保険金の返還を求められ、さらに、契約していた保険契約そのものまで無効になることもありえます。
- クーリング・オフ制度が適用されます。お近くの消費生活センター等に相談しましょう。

<消費者ホットライン188>

「**188**」

消費者ホットライン

お近くの消費生活相談窓口につながります。

強引な貴金属の買い取りに注意しましょう 訪問購入のトラブル



相談事例

「不用品は何でも引き取ります」と電話があった。ちょうど衣替えのために衣類を整理していて、処分したい物があったので来訪してもらった。業者の男性は衣類を素早く査定すると、今度は「貴金属を買い取りたい」と言ってきた。「売りたい物はない」と断ったがしつこく言われ、仕方なく指輪とネックレスを見せた。「これを買い取りたい」と業者の男性に言われて、買い取りを承諾した。

一晩考えたら大切な指輪とネックレスなので、契約を取り消して返してほしい。

アドバイス

買い取る商品の種類を明かさず、「何でも買い取る」などと言って訪問する悪質な業者には注意が必要です。「不用品を買い取る」などの電話勧誘を受け、訪問した業者に強引に貴金属を買い取られる相談が寄せられています。昨年以降、県外の業者による訪問購入の相談事例も増加しています。

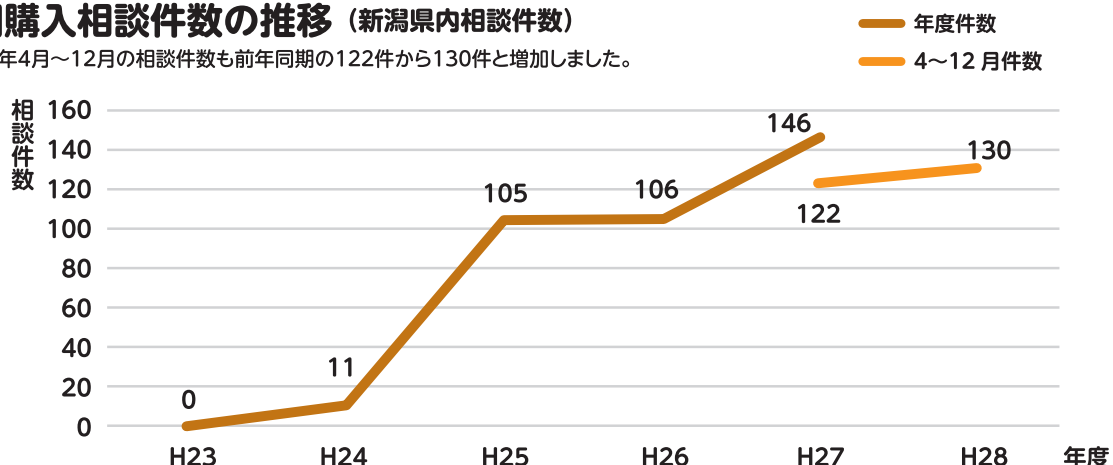
- 購入業者は、事前に売買契約の締結を勧誘する目的である旨を告げて、勧誘する物品の種類を明らかにしなければなりません。しつこく勧誘することも禁止されていますので、売らないう物品の要求はきっぱりと断りましょう。
- 購入業者は買取時に、連絡先や物品の品目・価格などを記載した契約書面を消費者(売却者)に交付することが義務づけられています。契約書面の提示を求め、内容をよく確認しましょう。
- 訪問購入はクーリング・オフ制度が適用されます*。クーリング・オフ制度が適用される期間は8日間です。この期間は売った物品を業者に引き渡さず、手元に置くことができます。後悔しないよう、売った物品を業者に引き渡す前に冷静に考えましょう。

困ったときにはお近くの消費生活センター等にご相談ください。

*例外:自動車(2輪を除く)、大型家電、家具、書籍、有価証券、CD、DVD、ゲームソフト類

訪問購入相談件数の推移 (新潟県内相談件数)

平成28年4月～12月の相談件数も前年同期の122件から130件と増加しました。



新潟県消費生活センター 相談専用電話 025-285-4196

相談受付時間 月～金曜日 午前9時から午後5時
土曜日 午前10時から午後4時30分(土曜日は電話相談のみ)
日曜・祝日・年末年始は休み ※来所相談は予約制です。

消費者ホットライン188(局番なし)でもお近くの相談窓口につながります。

訪問購入、訪問販売、電話勧誘販売・・・断り切れず契約してしまった場合に！

知ってほしいクーリング・オフ制度

クーリング・オフとは、契約した後で、一定期間であれば無条件に解約できる制度です。

訪問販売などの不意打ちの勧誘で冷静に判断できずに契約した場合などに利用できます。

●クーリング・オフの手続き方法

- 1 契約書面を受け取った日を含めて8日以内(取引内容によって異なる)に書面で通知します。
- 2 ハガキの表面に業者の宛名を、裏面には通知内容を書いて両面をコピーします。コピーは大切に保管しましょう。
- 3 ハガキは「特定記録郵便物」か「簡易書留」で送ります。
- 4 支払ったお金が、全額返金されます。商品の引き取り料金は事業者負担です。

通信販売では、クーリング・オフできません。クーリング・オフができる場合・期間など、詳しくはお近くの消費生活相談窓口にご相談ください。

ハガキの書き方の例

通 知 書

次の契約を解除します。

契約年月日 平成〇〇年〇月〇日
 商品名 〇〇〇〇
 契約金額 〇〇〇〇〇〇円
 販売会社 株式会社〇〇〇〇
 △△営業者
 担当者〇〇〇〇

支払った代金〇〇〇〇〇〇円を返金し、
 商品を引き取ってください。

平成〇〇年〇月〇日
 〇〇県〇〇市〇町〇丁目〇号
 氏名 〇〇〇〇

知事及び市町村長からのメッセージ

～県民の皆様の安全で安心なくらしのために～

県民の皆様の安全で安心な消費生活を確保するため、県及び市町村では、今後も引き続き、消費生活相談体制の充実や消費者被害の未然防止のための消費者教育・啓発活動など消費者行政の推進に取り組みます。

新潟県知事	新潟市長	長岡市長	上越市長	三条市長	柏崎市長	新発田市長	小千谷市長
加茂市長	十日町市長	見附市長	村上市長	燕市長	糸魚川市長	妙高市長	五泉市長
阿賀野市長	佐渡市長	魚沼市長	南魚沼市長	胎内市長	聖籠町長	弥彦村長	田上町長
阿賀町長	出雲崎町長	湯沢町長	津南町長	刈羽村長	関川村長	粟島浦村長	

各自治体で、消費者と事業者との間に生じた契約上のトラブルや商品、サービスなど、消費生活に関するご相談を受け付けています。

困ったとき、おかしいなと思ったときは、お近くの窓口へご相談ください。
 お近くの相談窓口につながります。消費者ホットライン「188」

名 称	電話番号	名 称	電話番号	名 称	電話番号
新潟市消費生活センター	025-228-8100	村上市消費生活センター	0254-53-2111	聖籠町消費生活センター	0254-27-1958
長岡市消費生活センター	0258-32-0022	燕市消費生活相談窓口	0256-77-8302	弥彦村住民課	0256-94-3132
上越市消費生活センター	025-525-1905	糸魚川市消費生活相談窓口	025-552-1511	田上町町民課	0256-57-6115
三条市市民なんでも相談室	0256-34-5553	妙高市消費生活相談窓口	0255-74-0042	阿賀町農林商工課	0254-92-5764
柏崎市消費生活センター	0257-23-5355	五泉市消費生活センター	0250-47-4578	出雲崎町総務課	0258-78-2290
新発田市消費生活センター	0254-28-9110	阿賀野市消費生活相談窓口	0250-62-2510	湯沢町観光商工課	025-784-4850
小千谷市消費生活相談窓口	0258-83-3516	佐渡市消費生活センター	0259-57-8143	津南町税務町民課	025-765-3113
加茂市商工観光課消費生活相談窓口	0256-52-0080	魚沼市消費生活センター	025-792-8844	刈羽村産業政策課	0257-45-3913
十日町市消費生活センター	025-757-3740	南魚沼市消費生活センター	025-772-2541	関川村農林観光課	0254-64-1478
見附市消費生活相談窓口	0258-62-1700	胎内市消費生活相談窓口	0254-43-6111	粟島浦村産業振興課	0254-55-2111

3Rキャンペーン

○マイバッグに関するアンケート調査や 広報活動を県内53か所で実施しました!

環境にやさしい買い物運動実行委員会では、毎年10月を3Rキャンペーン月間とし、一人ひとりが「買い物」段階から生活を見直し、環境にやさしいライフスタイルの定着を図ることを目的として、各種啓発活動を実施しています。マイバッグ持参等に関するアンケート調査は、平成14年に開始し、今年度で15年目を迎えました。今年度は、消費者団体、中学生や高校生の皆さん、生活学校などのさまざまな団体からご協力いただき、県内各地のスーパーマーケットやイベント会場で実施しました。

また、あわせて3Rに関する啓発グッズの配布を行い、環境にやさしい取組を呼びかけました。

●参加団体と実施か所、アンケート聴取数の推移(実績)

平成26年度	33団体・53か所	アンケート数	4,204件
平成27年度	41団体・58か所	アンケート数	4,899件
平成28年度	43団体・53か所	アンケート数	4,742件



環境にやさしい
買い物運動マーク
(グリーンコンシューマー君)

アンケート調査結果の概要

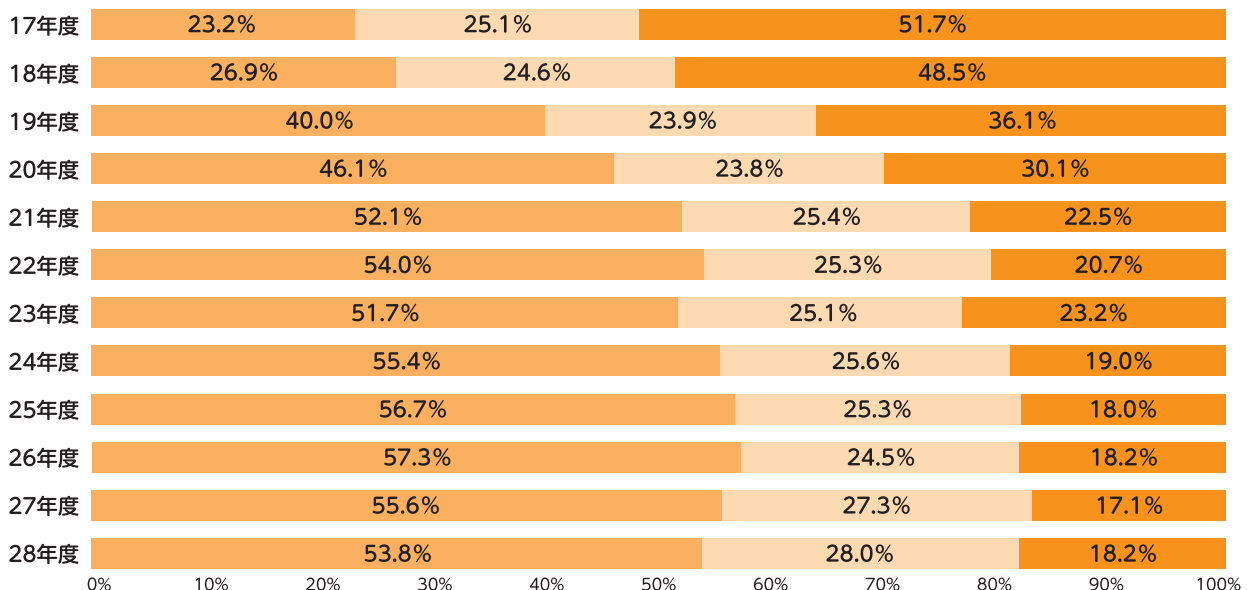
今回のアンケートでは、マイバッグの持参率(「いつも持参する」「ときどき持参する」)は、81.8%となりました。今年度は、昨年度より1.1ポイント下がりましたが、ここ5年は80%を超えています。マイバッグの持参が着実に定着してきていることがうかがえます。

男女別では、男性の持参率は女性よりも22.6ポイント低くなっています。また、年代別では、若い世代の持参率が低い傾向にあり、10代は54.1%と、平均よりも27.7ポイント低くなっています。『男性』及び『若年層』のマイバッグ持参率の向上が今後の課題といえます。

今回の結果をふまえ、引き続き、『男性』及び『若年層』に「マイバッグの持参」「不要なレジ袋の辞退」を呼びかけていくなど、「3R」の認知度の向上・取組の定着を目指し、活動を続けていきます。

アンケート調査結果 さらに詳しい調査結果は、環境にやさしい買い物運動HPをご覧ください。

質問 (年度別持参率) 買い物に行く時、マイバッグを持って行きますか ■ いつも持参する ■ ときどき持参する ■ 持参しない

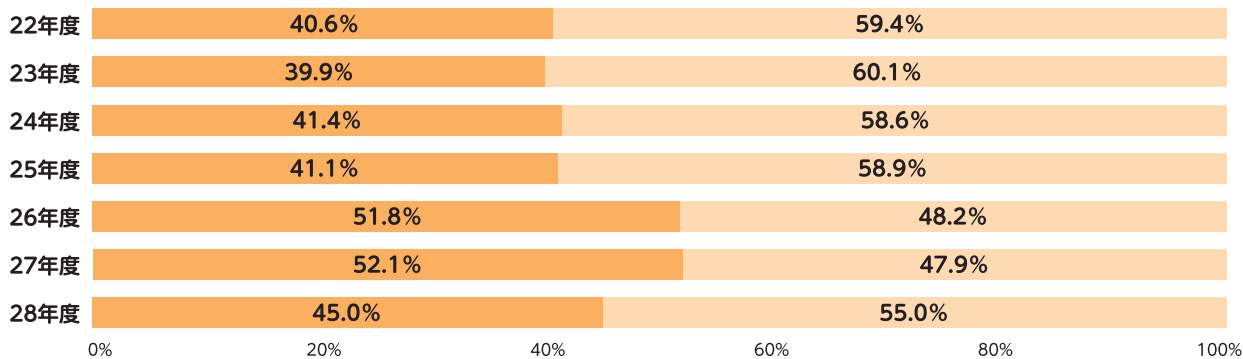


※今年度は「いつも持参する」「ときどき持参する」と回答した人が81.8%と、ここ5年は8割を超えています。近年、着実にマイバッグの持参は定着してきています。

出口調査

(実際にマイバッグを持参しているかどうかの様子も調査しています。)

■ マイバッグ持参 ■ レジ袋使用

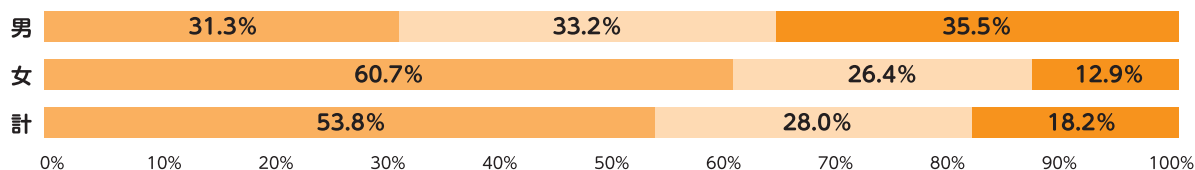


※外見から判断する出口調査は、5割前後の持参率で推移しています。

質問

(男女別) 買い物に行く時、マイバッグを持って行きますか

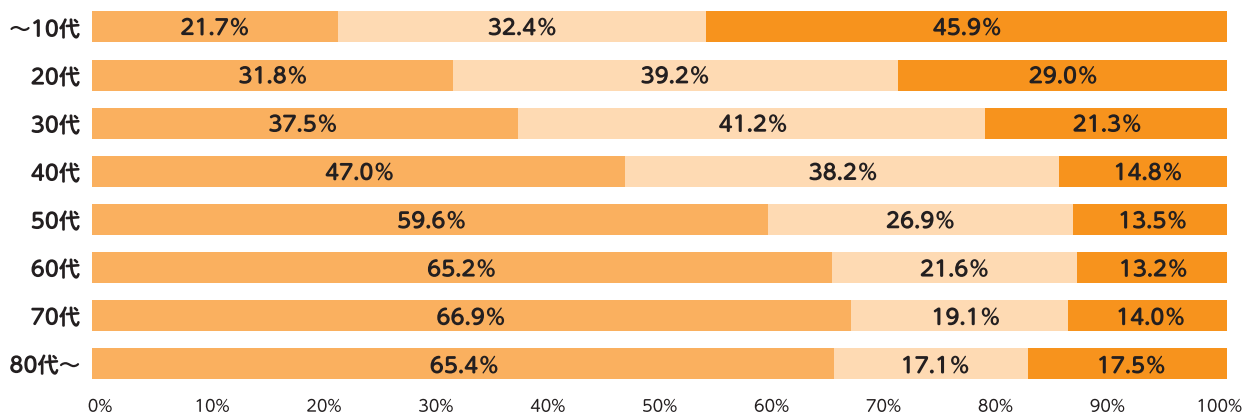
■ いつも持参する ■ ときどき持参する ■ 持参しない



質問

(年代別) 買い物に行く時、マイバッグを持って行きますか

■ いつも持参する ■ ときどき持参する ■ 持参しない



●平成28年度 3Rキャンペーンアンケート調査協力団体のご紹介

消費者協会

柏崎市消費者協会／南魚沼市消費者協会／魚沼市消費者協会／十日町市消費者協会／小千谷市消費者協会／長岡市消費者協会／見附市消費者協会／三条市栄消費者協会／五泉市消費者協会／新潟市消費者協会新潟支部／新潟市消費者協会新津支部／新潟市消費者協会巻支部／新潟市消費者協会白根支部／新潟市消費者協会豊栄支部／村上市消費者協会／佐渡市消費者協会小木地区／佐渡市消費者協会佐和田地区／佐渡市消費者協会真野地区／佐渡市消費者協会畑野地区／佐渡市消費者協会両津地区／上越市消費者協会

学校

粟島浦村立粟島浦小中学校／新潟市立下山中学校／新井高等学校社会科クラブ／新潟中央高等学校家庭クラブ／新潟西高等学校ボランティア部／糸魚川白嶺高等学校ボランティア部／新発田農業高等学校生徒会／佐渡中等教育学校PTA／柏崎翔洋中等教育学校生徒会／津南中等教育学校生徒会／五泉高等学校ボランティア部／新発田商業高等学校インターアクトサークル／新潟商業高等学校ボランティア同好会／三条商業高等学校ボランティア部／新発田中央高等学校ボランティア部／加茂農林高等学校生徒会

生活学校・環境団体等

加茂生活学校／村上生活学校／水原生活学校／大潟町ジュニアリーダークラブ／エコクラブ妙高／妙高市環境衛生対策協議会

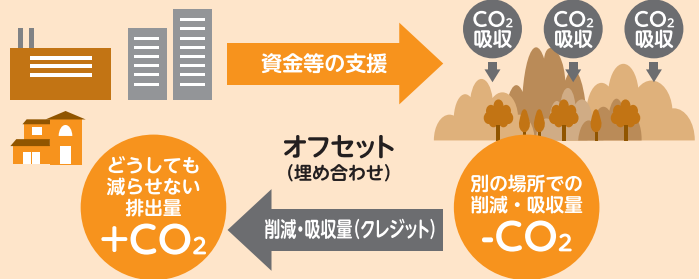
●「環境にやさしい買い物運動」協力店に、店内ポスター掲示と店内放送を依頼し、ご協力をいただきました。

「くらしほっと」の印刷時に排出されるCO2は、佐渡市の「トキの森」、阿賀町の「阿賀悠久の森」、津南町の「竜神の森」、南魚沼市の「銘水の森」及び魚沼市の「魚沼わくわくの森」プロジェクトに資金提供することによりオフセットされています。

「カーボン・オフセット」をご存知ですか

地球温暖化対策の1つです。日常生活や経済活動で排出される二酸化炭素を、森林整備などの活動を応援することで埋め合わせすることです。

企業の取り組みとしては、商品を生産する際に排出される二酸化炭素を埋め合わせる、商品の販売金額に応じて寄付する等があります。



〈消費者の皆様へ〉
このマークは、新潟県カーボン・オフセット制度を活用した取組に付けられます。

- ・新潟に様々な恵みをもたらす森林の整備に貢献し
- ・地球温暖化防止にも役立つ「しるし」です。

※詳しくは県ホームページに掲載しています。

新潟県カーボン・オフセット

検索

〈取り組んでみたい企業・団体を募集しています・お問合せ先〉

新潟県環境企画課 TEL:025-280-5150 mail:ngt030150@pref.niigata.lg.jp

講師派遣のご案内

※費用は無料です!

■消費生活に関する学習会などに消費生活サポーター等を派遣します!

○講座の内容は?時間や時間帯は?人数は?

- ・悪質商法、特殊詐欺の手口やその対処法、消費生活の基本的知識などを内容とした講座です。
- ・時間は1時間から1時間半程度(調整可能)、開催時間帯は午前、午後、夜間も可能です。
- ・10人程度集まれば大丈夫、団体の研修等もOKです。

【お問合せ先】 NPO法人新潟県消費者協会 TEL:025-281-5558

※詳しくは新潟県消費者協会ホームページをご覧ください。⇒ (URL)<http://www.nsyokyo.org/supporter.html>

■環境にやさしい生活出前講座の講師を派遣します!

環境に関する専門家が、環境問題とともに、普段の生活でごみを減らす工夫や、省エネ生活の工夫の仕方など、環境にやさしい取組を分かりやすく説明します。

○講座テーマ例 「ごみ減量・3R」や「環境にやさしい買い物(グリーン購入)」など

【お問合せ先】 環境にやさしい買い物運動実行委員会 TEL:025-280-5135

※新潟県ホームページから申込書をダウンロードできます。

「環境にやさしい生活」出前講座

検索



編集・発行

● 新潟県県民生活・環境部消費者行政課

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1
TEL: (025)280-5135(直通) / FAX: (025)284-0075
E-mail: ngt030200@pref.niigata.lg.jp
ホームページ: <http://www.pref.niigata.lg.jp/shohishagyosei/consumer.html>

● 新潟県消費生活センター

〒950-0994 新潟市中央区上所2丁目2番2号 新潟ユニゾンプラザ1階
TEL: (025)281-5516 / 相談電話: (025)285-4196
FAX: (025)281-5517 / E-mail: ngt035010@pref.niigata.lg.jp
ホームページ: <http://www.pref.niigata.lg.jp/shohiseikatsu/>